



札幌市告示第7068号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成28年札幌市告示第3533号で要措置区域に指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

指定を解除する区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和2年（2020年）12月25日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市東区北13条東16丁目1番1の一部
- 2 特定有害物質
ベンゼン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（掘削除去及び原位置浄化）